

## 委員会のオンライン参加（出席の特例）の対象拡大について

本県議会は新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年11月に委員会条例を改正し、「出席の特例」の規定を追加してオンライン参加を可能としているところですが、その後、令和5年2月に総務省からの文書にて、育児・介護等の事由をもってオンライン出席することは差し支えないとの見解が示されました。

このため、現行の「出席の特例」の対象を広げることについて検討していただき、今後必要な条例改正を行いたいと考えています。

### 1 オンライン出席の事由としての「育児・介護等」の取扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて（総務省文書（令和5年2月7日付総行行第40号））

問	答
委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。	<p>○ (略)</p> <p>○ 具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事由がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えないと考えられる。</p>

- (2) 全国都道府県議会議長会 都道府県議会デジタル化専門委員会の報告

- ①オンライン委員会報告書について一開会にあたって留意すべき事項一（令和4年4月22日）

「育児、介護を行う議員が、委員会にオンラインで出席するか、欠席するかは、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかどうかが判断基準（乳幼児や介護が必要な者を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けないとき等はオンラインで出席、委員会審査中も育児や介護に従事する必要がある場合等は委員会を欠席）」

- ②議会に係る手続き等のデジタル化について（令和5年4月21日）

「女性や若者といった多様な人材の議会への参画が社会的に要請される中、育児や介護等のため議事堂に参集できないながらもオンラインであれば出席できる者に対し、参加のハードルを低くしていくことも求められる。」

## 2 三重県議会委員会条例の一部改正について

### (1) 条例改正案

改正後	改正前
(出席の特例) 第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。	(出席の特例) 第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

### (2) 改正の考え方（留意点）

- ・「新型コロナウイルス感染症」については、「重大な感染症」の中に含めて運用する。
- ・オンラインによる参加を認めるものに、「育児、介護その他のやむを得ない事由」を追加する。
- ・「その他のやむを得ない事由」の範囲をどうするか（広く委員長の判断に委ねるのか、限定的に取り扱うべきか）については検討が必要。

#### （検討の例）

家族の看護のために参集が困難な場合  
怪我等で入院中のため参集が困難な場合 等

※委員会審査に専念できない場合はオンライン出席「不可」とすることを基本的な考え方としていただいてはどうか。

- ・育児・介護等が必要な者を第三者に預けるための送迎時間等を含めると委員会室に参集できないが、委員会開催中には自身が育児・介護等に従事しなくてよい場合⇒○出席の特例の対象
- ・骨折等により入院中であるが、体調面や通信環境の確保に問題がない場合⇒○出席の特例の対象

## 3 その他

代表者会議を含めた会議規則第103条に規定する協議又は調整を行うための場や、政策討論会議、検討会等、委員会条例に準じて現在出席の特例を設けている会議の規定も委員会条例の改正に合わせて対応する必要があります。